

令和3年度 新潟市特定健康診査受診勧奨業務委託 質問回答書

No	項目	質問内容	回答
1	仕様書 4. 委託の内容 (1)データ分析業務 ①データ分析を可能にするためのデータ加工について	どのようなデータが欠損していて、欠損している場合は、何に基づいて埋めるのでしょうか。	例えば、4. (1)【データ提供 例】にあるデータを統合した場合、住所変更や国保脱退等の理由で個人データの統合ができない場合があります。統合できない部分については、担当者と受託者で確認を取りながら可能な範囲でデータを加工していただくこととなります。
2	仕様書 4. 委託の内容 (1)データ分析業務 ②受診勧奨すべき対象者の特定	新潟市様として「受診勧奨すべき対象者」は、どのように定義されていますか。	「受診勧奨すべき対象者」につきましては、「別紙2 新潟市の状況」、HP掲載の新潟市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）特定健康診査等実施計画、並びに、特定健康診査実施状況等をご参照いただき、ご提案をしていただければと思います。
3	仕様書 4. 委託の内容 (1)データ分析業務 ③受診勧奨対象者の健康意識等の特定	健康意識とは、どのようなデータでしょうか。新潟市様独自の健康意識等の調査データが存在しますか。また、5つ以上のグループの分類は、どのようなグループを想定していますか。これまでに新潟市様でお取組みの分類事例がありましたら、具体的にお聞かせいただけませんか。	何を健康意識として分析していただくかは受託者のご提案の中でご判断していただいて結構です。4. (1)【データ提供 例】にあるデータから健康意識について分析していただく事を想定しております。また、新潟市独自の健康意識等の調査につきましては、平成27・28年新潟市健康・栄養調査、平成29年度新潟市歩数調査、平成30年度食育・健康づくりに関する市民アンケート調査等があります。調査結果は新潟市HPをご確認願います。5つ以上のグループの分類につきましては、受託者で分析していただく中で、分類をしていただく事となります。当市のこれまでの取り組み分類事例につきましては、受診履歴別にグループ分けをしたものがあります。「別紙2 新潟市の状況」、新潟市HP掲載の新潟市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）特定健康診査等実施計画等もご参照ください。
4	仕様書 4. 委託の内容 (2)受診勧奨業務 ①通知による受診勧奨 b. 発送回数及び通数	b. 発送回数及び通数の104,000件は、昨年度の実績でしょうか。令和3年度は、どのくらいの発送数をお見込でしょうか。また、発送に必要な郵送料は、提案上限金額(委託契約)に含むのでしょうか。	「発送回数及び通数」につきましては、昨年度の実績に基づき、令和3年度における発送回数および通数の見込み数をお示しております。通知物の郵送料につきましては、提案上限金額に含まれるものとします。
5	仕様書 4. 委託の内容 (2)受診勧奨業務 ②SMS(ショートメッセージサービス)を活用した受診勧奨	SMSを送信するシステムは、受託者のシステムを使用することを想定されていますでしょうか。あるいは、受託者が選定する業者のサービスを利用する形での実施でも可でしょうか。また、いずれの場合(受託者システム・受託者選定業者サービス)でも、これに係る費用についても、提案上限金額(委託契約)に含むのでしょうか。	SMSの送信につきましては、受託者のシステムの使用及び、受託者が選定する業者への再委託のいずれも可能となります。ただし、再委託を行う場合は、「実施要領 14契約 (3)再委託の禁止」に従うものとします。費用につきましては、いずれの場合も、提案上限金額に含まれるものとします。
6	仕様書 4. 委託の内容 (2)受診勧奨業務 ②SMS(ショートメッセージサービス)を活用した受診勧奨	当業務の運用実績として必須の要件はございますか？ (例:直近3年間の間で新潟市と対象者数が同等規模(政令市)の自治体で、当業務を運用した実績がある等)	本プロポーザルへの参加要件として、当業務の運用実績の有無は問いません。ただし、当業務の運用実績がある場合は、「別紙4 プロポーザル委託業者選定要領 2評価の基準」にて評価項目の一つとして挙げられておりますので、同項の評価の視点を参考にお示しいただければと思います。
7	実施要領 14 契約 (3)再委託の禁止	第三者に再委託する業務は、どの範囲までが許容されますか。郵送物の印刷、封入、封函の工程のほか、SMS送信のために業者を選定することを含めて提案しても良いでしょうか。また、第三者委託が可能な場合、新潟市の承諾をえるための申請は、受託後に提出する形で良いのでしょうか。それとも、提案書を提出するタイミングか、それ以前でしょうか。	質問内容に挙げられた、「郵便物の印刷、封入、封函の工程」及び「SMSの送信」について、業務を再委託することは可能です。ただし、再委託を行う場合は、同項の通りとします。再委託の申請につきましては、受託後に当市指定の様式を提出していただきます。